(設置)

第1条 「災害時の医療救護活動についての協定」、「災害時の歯科医療救護活動についての協定」および「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定」に基づき、練馬区災害医療運営連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌)

- 第2条 連絡会は、つぎの事項を協議する。
 - (1) 災害時における医療救護活動の運営に関すること。
 - (2) 医療救護班の輸送に関すること。
 - (3) 医療救護班の装備、医薬品等の備蓄、輸送に関すること。
 - (4) 傷病者の輸送、転送に関すること。
 - (5) 合同訓練に関すること。
 - (6) その他、協定の円滑な実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は、つぎに掲げる委員をもって構成する。

(1)	練馬区医師会長が推薦する者	2名
(2)	練馬区歯科医師会長が推薦する者	2名
(3)	練馬区薬剤師会長が推薦する者	2名
(4)	東京都柔道整復師会練馬支部長が推薦する者	2名
(5)	順天堂大学医学部附属練馬病院の院長が推薦する者	2名
(6)	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の管理者が推薦する者	2名
(7)	東京都地域災害医療コーディネーター	1名
(8)	区内に所在する消防署の長が推薦する者	3名
(9)	区内に所在する警察署の長が推薦する者	3名
(10)	練馬区長が推薦する者	

2 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

- 第5条 連絡会に会長および副会長を置く。
- 2 会長は、地域医療担当部長とする。
- 3 副会長は、危機管理室長および会長が指名する者1名とする。

(会長および副会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。(会議)

第7条 会長は、必要に応じて連絡会を招集し、会議を主宰する。

2 会長、副会長および委員は、職務代行者を代理として出席させることができる。 (庶務)

第8条 連絡会の庶務は、地域医療担当部地域医療課において処理する。

(作業部会および専門部会の設置)

第9条 連絡会の下に作業部会および専門部会を設置することができる。

2 作業部会および専門部会は、会長が指示する事項について調査・検討を行い、その 結果を連絡会に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

付 則

この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年12月1日から施行する。

付 則(平成2年5月14日 練総防発第46号)

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

付 則(平成8年6月18日 練総防発第95号)

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

付 則(平成11年5月26日 練保管発第46号)

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則(平成18年12月27日 18練健健第1436号)

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日 18練健健第1943号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年4月15日 21練健地第24号)

この要綱は、平成21年4月15日から施行する。

付 則(平成24年3月30日 23練健地第511号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、第3条第4号の規定は、平成23年5月2日から適用する。

付 則(平成24年12月12日 24練健地第237号)

この要綱は、平成24年12月19日から施行する。

付 則(平成25年10月18日 25練健地第140号)

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

付 則(平成25年12月4日 25練健地第171号)

この要綱は、平成25年12月5日から施行する。

付 則(平成27年3月29日 26練健地第250号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。